

直方市消防本部の概要

直方市は九州最北の福岡県の北部に位置し、五木寛之の「青春の門」、元大関の魁皇(現：浅香山親方)で有名な筑豊地方の一角にある。管内面積は61.78km²、人口約59,000人、1本部1署で本部と署を兼任する職員54名の典型的な小規模単独消防であり、予防課は建築係と危険物係で構成され、総員は16名である。

違反処理に関しては、各係で行政指導の段階までで独自に行っていたが、防火対象物における法令違反の件数が増加し、これを是正させるためには専門的な知識・経験が要求されることにかんがみ、平成19年度に「査察業務担当」として独立し、違反処理に係る規程・要綱等の整備を手始めとして活動を開始した。

本稿では、大規模工場において発覚した消防法令違反に対し、防火対象物の所有者並びに消防設備業者に警告書を交付した事例を紹介する。

防火対象物の概要

本物件は、中規模な食品関連の製造工場からのスタートであったが、主力製品が爆発的なヒット商品となったことに伴い年々業務拡張を続け、現在は本工場の大規模化はもとより、倉庫棟及び配送センターを増築し、加えて、隣接する既存建物も買収・賃借により販売店舗等とするなど、広大な敷地を占有する事業場に至っている。

消防用設備等に関しては、それぞれの対象物に義務設置となる設備が設置されてはいるが、増築等による消防設備の移設・増設は、消防の検査を

防火対象物の関係者と消防設備業者が 共謀した違反事例に対し 「警告書」を交付した事案

直方市消防本部予防課長 上川義美





事前のミーティング

受けていないものもある。

立入検査の実施状況

過去に何度となく立入検査を実施し、不備については「消防用設備等設置通知書」を交付し是正を図ってきたが、工場棟が本格的に大規模化する前の平成8年の火災予防運動週間を最後とし実施していなかった。

その後、点検報告の不備事項により、ある程度の違反状態が推測できたため、違反処理を前提として、平成21年の秋季火災予防週間に建築係員を総動員し、2日間かけて立入検査を実施し実態把握を行った。

立入検査後、関係者を一堂に集め不備欠陥事項を口頭で指摘し、後日文書で正式に通知することを伝え、同年11月17日付けで「立入検査結果通知書」を郵送した。

違反の概要

本工場は、建築当初は1,300㎡程度であったものが、業務拡張による度重なる新築、増築及び棟の接続により、現在は本工場だけで一部3階建で延べ面積約19,000㎡にまで拡大していた。この拡張に際し、自動火災報知設備の感知器の移設・増設を行っているが、消防への届出がなく未警戒部分も見受けられた。

また、別棟の倉庫棟も増築及び用途が工場へ変更されており、消防設備に関しても本工場と同様な状態であった。

事実状況の確認

立入検査の結果から、消防用設備等の工事に係る法令違反が浮き彫りとなり、「立入検査結果通知書」に基づく改修計画書が同年11月30日付けで提出された。これまでに行ってきた違反行為が事業所と設備業者が共謀した可能性が濃厚であるため、効果的な違反処理を行うためには、関係者に違反行為の事実を再認識させる必要性があると判断し、直接の担当者である事業所の防火管理者及び直属の上司、消防設備業の実質的な責任者に個別に任意出頭を求め、違反行為に至った事実関係を聞き取り調査方式により明確にすることとした。

当方としても、失策のないように事前にミーティングを行い、質問内容等を吟味し対応に万全を期した。

聞き取り調査の結果

任意聴取には両者とも素直に応じ、質問内容にも明確に答えていたが、違反行為に至った核心に触れる質問には、多少言葉を選んで回答していた。

結果として、事業所側としては、法で定められ

㊦ 違反是正

た手続きを設備業者から指摘されてはいたが、すべての工事が完了してから報告する予定であった旨の回答であった。また、出頭した両者とも防火管理者の資格を取得していたが、消防設備に関する維持管理に関する詳細は、明確には記憶していないとの回答もあった。

消防設備業者は、法で規定される設備の移設・増設の事務手続きは当然認識しており、事業所側にも忠告はしたが、現在の経済情勢で本事業所のような大口の顧客を失うことは、会社にとって多大な損失となることを考えると、顧客の言うことを聞かざるを得なかったと回答した。

なお、本設備業者の担当者は既に定年退職していること及び当該担当者の上司は事の経緯は十分認知していたことを踏まえ、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準第3.5」の規定による共同違反行為を構成するものと判断し、任意出頭を求めたものである。

違反処理への移行

聞き取り調査の結果を踏まえ係内で協議した結果、事業所並びに設備業者の双方にコンプライアンス(法令遵守)の欠如があり、かつ、継続的に違反を共謀して行った事実は看過できないと判断し、双方に対し警告書を交付することとした。

警告内容は、事業所側に対しては、消防用設備等の設置に関し、届出を含め技術上の違反があるものの全くの未設置とは言えず、違反行為に至っ

た背景には防火管理業務に対する認識の欠如が大であると考え、法第8条を根拠とし「防火管理業務を適正に執行すること。」とした。

設備業者側に対しては、諸手続きの必要性を理解しながらも顧客の言いなりになり、違反行為に至った事を重視し、免状返納の対象となる法第17条の12を根拠とし「誠実に業務を実施すること。」とした。さらに、履行なき場合は、共同違反行為としての措置対象となる旨も加えることとした。

なお、年末が押し迫った時期であったので、事務処理の手続き上、交付の期日は平成22年早々とした。

警告書の交付

平成22年1月12日付けで警告書を交付した。

交付については、当初、本部に関係者を呼び出すことも考えたが、違反処理においては、あまりに悪質な場合は別として、一方的に権力を誇示するより、相手に理解を求めは正させることが効果的と考え、当方から事業所に出向き、十分な説明の後「手交」により交付した。

余談ではあるが、制服にネクタイを着用すると、おのずと背筋が伸び、威圧的でなく毅然とした態度で相手に対面する気持ちの余裕ができ、結果として発言内容にも重みが加わった様な気がした。

事業所側にも、この雰囲気伝わったのか、終始真摯な態度での対応であり、特に設備業者側は、当時の担当者が取り扱っていた事業所につき、半年間に遡り追跡調査を行うことを即答した。

服装で人間の気持ちが左右されるのは、情けない気持ちもするが、本来人間とは、そんなに強くないものと痛感し、今後の業務も肩肘張らずに自分の気持ちに素直になろうと考えさせられた。

以後の経過

事業所側は、立入検査時の口頭による指摘事項を受けてから、徐々にではあるが違反事項の是正に着手していたようであるが、警告書の交付により、建築設計者等を同行し来庁して今後の事務処理の打ち合わせをするなど、前向きな姿勢となった。



消防本部庁舎

当方としても、「一気呵成」に違反是正を進める絶好のタイミングであると考え、担当職員の負担は充分理解できたが、常に電話連絡により進捗状況の確認を続け、消防の存在を明示し続けた。

その成果があったのか、工場が大規模であったため図面等の作成及び改修工事に時間を要したが、事業所・設備業者とも積極的、かつ、誠実に取り組み、平成23年11月に消防検査の運びとなり、一部改修箇所が残ったものの、ほぼ違反は是正された。

立入検査実施から、約2年後であった。

おわりに

違反処理は、防火対象物を安全な状態に維持管理させることであり、命令・告発等を目的とするものでないことは、講習会等に出席すると必ず聞く言葉である。

これは、最後の手段である公権力の行使を行わず、行政指導の段階で目的を達成させることが理想的な違反処理であるとも言える。

今回の事案は、事業所の関係者と消防設備業者

の双方を違反処理の対象としたが、結果的に行政指導の段階で是正させることができたことは、違反処理の本旨を達成できたと思う。

また、事案処理を通して得ることができた大きな教訓として、以下の4項目がある。

すなわち

- ①「規制行政は負けない」という信念を持ち、是正させることが市民を守ることにつながる。
- ②違反処理に移行すると決定したら、相手と常に連絡を保ち、決して長期の空白期間を作らない。
- ③相手との窓口は、「窓口の一本化」を考え、複数の職員とせず担当者1人とするのが良いが、その担当者の精神的・肉体的な負担を軽減させるサポート体制を構築する。
- ④違反処理に関し、管理職が講習会等を聴講するなど積極的に知識の収集に努め、チームとしての体制を強固にする。

特に小規模な消防本部においては、職員が複数の業務を兼任しており、この状態で違反処理を実践するには、特に③④の環境整備が必要不可欠な要素であろう。



日若踊り(多賀神社にて)